

第38回 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成23年7月23日（土）

13：25～15：40

場所：ユートリー8階 中ホール

- 司会： 本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。
- それでは、ただ今から第38回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催いたします。
- まず、本日の資料の御確認をお願いします。本日の資料は、事前に送付させていただいたものが資料2から資料7まででございます。本日お配りした資料として、出席者名簿、席図、資料1、県民現場見学会参加者募集リーフレット、平成23年度版のパンフレット「環境再生に向けた取り組み」がございます。
- 不足などございませんでしょうか。
- また、本日は、都合によりまして小保内委員、西垣委員が欠席されております。
- それでは、開会にあたりまして名古屋環境生活部長より御挨拶を申し上げます。

名古屋部長： 皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

県境不法投棄産業廃棄物の今年度の撤去実績は、現在のところ約2万1千トンに留まっております。これは、現場におきましてPCB使用廃コンデンサの発見に加えまして、浸出水の貯留池の貯留量の増加といった、あまり使いたくない言葉ですが、想定外の事象がございまして、現場の掘削・搬出作業を度々中断せざるを得なかったことによるものでございます。

このことにつきましては、後ほど詳しく御説明申し上げますけれども、本日はこれらのほか、試験植樹の実施及びそのモニタリング調査の結果、国への財政支援要望などについて御報告をする予定となっております。

委員の皆様には、それぞれの御立場から忌憚のない御意見、御指導を賜りますことをお願い申し上げます。

なお、この場を借りて、一言、節電のお願いを申し上げます。

東日本大震災によりまして東北電力管内の電力供給力が大幅に減少し、この夏は電力不足が見込まれる状況となっております。被災した東北の各地域はこれから復旧、復興に向けて動き出す大事な時期でございます。所要の電力確保

のため、本県におきましても県民・企業等が一致団結して節電対策に取り組んでいくこととしてございますので、どうか皆様におかれましても御協力をよろしくお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会： それでは、議事に移らせていただきますが、以後の議事進行につきましては協議会設置要領の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、古市会長におかれましては議長席へお移りいただきまして御挨拶をお願いします。

古市会長： 皆様、お暑い中御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

今日は、もう 38 回目ということで、今期の協議会の最後の協議会でございます。委員の先生方も 2 名ほど交代ということになりますので、長い間、非常に熱心に御参加いただきましてありがとうございます。また、最後に御挨拶をいただくことになってございます。

今日は報告事項のみで、協議事項はございません。ということで、いろんな問題がございますが、多分、淡々と御報告をさせていただいて、御意見をいただくということになるかと思えます。

ただ、今日の東奥日報の朝刊ですか、岩手県から青森県の方に地下水が流入しているのではないかというお話が大きく載ってございましたけれども、これは当協議会では以前より懸念をされていて、いろいろ御議論をいただいた点でもございます。これに関しましては、今日の報告事項の中で 6 番目の項目として事務局の方から御報告があるかと思えます。

表流水というよりもむしろ水の管理ですけれども、地下水、これの動きというのが一番重要な問題であったわけですね。ですから、この地下水の状況を岩手県、青森県でどのように認識をして、その流動を見るか、量と流れですね、この辺のところでも少し見解の違いがあったように感じております。その辺のところは鋭意、両県協力をして現状把握のために調査をし、今後の抜本的な対策につなげていきたいと思っておりますので、その辺のところも皆様、今日、御議論をいただきまして御意見を頂戴したいと思っております。

今日は淡々とやりますので、また委員の皆様方には割り振って御意見を頂戴するように突然指名させていただくかも知れませんが、よろしく協力のほどをお願い申し上げます。

では、座って進めさせていただきます。よろしくお願い致します。

今日は報告事項が 6 項目ございます。まず最初に、先程、名古屋部長の方から、今年度はまだ 2 万 1 千トンくらいしか処理できていません、という御報告がありましたが、廃棄物の撤去実績について事務局より御報告をよろしくお願

い申し上げます。

事務局： それでは、資料1「廃棄物の撤去実績について」をご覧ください。

前回の協議会では、5月途中までの報告でしたので、5月分から御報告をいたします。5月分は作業日数が19日の台数が859台。撤去実績といたしましては10,222.27トンとなっております。作業日数の割に撤去量の実績が伸びなかったのは、5月12日に、それまで見つかっておりました廃コンデンサとは性状の異なる廃コンデンサが確認されまして、この対応のために廃棄物の新規の掘削を休止したこと、及び、後ほど担当の方から説明がありますが浸出水処理施設への浸出水を抑制するために、5月26日からこれまでの掘削場所にキャッピングシートを敷設を開始し、これに伴いまして掘削作業の他、廃棄物の選別作業を含め全般的に撤去作業を休止したことによるものでございます。

次に、6月分についてでございますが、6月に入ってからキャッピング工事等のために6月1日から21日まで廃棄物の搬出を休止したため、6月分は作業日数が6日、台数として271台、廃棄物の撤去実績として3,232.35トンに留まっております。

7月分は、7月15日現在ですが、11日間の500台、6,026.57トンで、現在の23年度実績は21,271.41トンとなっております。目標の223,000トンに対しまして進捗率は9.5%に留まっております。

これまでの累計につきましては、23年度分も含めまして760,714.09トンとなっております。

23年度の月別の撤去実績につきましては下の左側の表に掲げております。これまでの撤去実績は年度ごとに下の右側の表に掲げております。

以上です。

古市会長： はい、ありがとうございました。今年度は廃コンデンサがいくつか発見されまして、その調査のためと、それと随分雨が降ったものですから貯留水の水位がかなり高くなりまして、水処理の方の制約で撤去が約1ヶ月くらい滞ったため、9.5%しかまだできてないということなのですが。

何か御質問とかコメント、ございますか。宇藤委員、何かございますか。特段ございません？よろしいですか？

はい、ありがとうございます。

それでは、今後、続けて頑張ってやっていただけるということで。もう、かなり、これからはれき等の関係もありましようが、受入体制も大分定常化してきているようですので、多分、順調に伸びていくのではないかと想像されます。

では次の「廃コンデンサの確認と対応」ということで、これにつきまして御

説明のほど、資料2ですね、よろしくお願いします。

事務局 : それでは資料2をご覧ください。「廃コンデンサの確認と対応」について御報告いたします。

まず経緯でございますが、今年の2月8日、最初に選別ヤードにおきまして、選別工程で廃コンデンサ23個確認されております。2月19日、第36回協議会におきまして、今後の対応につきまして協議をしたとともに専門家の4委員、古市先生、石井先生、福士先生、西垣先生の助言・評価をいただいて調査を実施することといたしました。

3月3日には調査方法を決定いたしまして、翌3月4日から調査を行うということで公表しております。

3月24日には、現場の中の廃棄物、搬出済みの廃棄物、浸出水処理施設の浸出水等からはPCBが検出されないこと。それから廃コンデンサの状況、それから新たな廃コンデンサの出現に備えまして監視員を2名配置するというところで、コンデンサを早期に発見することが可能な体制とすることとしました。

この体制と結果を踏まえて、3月29日から30日にかけて搬出を再開したところでございます。

その後、引き続き廃コンデンサが確認されておりましたが、その度に、専門家の確認・評価を受けながら作業を継続しているところでございます。

次のページに移ります。

中段部分になりますけれども、5月12日、協議会の前々日でございますが、これまでの性状と異なる内部に絶縁油の残っている廃コンデンサが1個確認されております。このため、現場の掘削作業を中断したということでございます。14日の第37回の協議会の時に、これまでの確認状況等の報告とともに、この新たな廃コンデンサへの対応につきまして専門家の意見を聞きながら別途検討することといたしました。

発見場所につきましては、別紙2に載せております。追加7回目と書かれている小さい青色の四角になっている場所、現場の東側に近い場所から確認されている状態でございます。

表の方に戻っていただきます。5月27日には廃コンデンサの絶縁油、これのPCBの分析結果が判明いたしました。5.8mg/kgということで、微量のPCBを含んでいるということが分かりました。

それから6月9日に、この絶縁油の可能性の液体が残った廃コンデンサの対応につきまして決定して、10日に公表をしております。

対応方法に基づきまして、6月21日に周囲の廃棄物のPCBの分析結果で、不検出であるということが判明しております。この結果につきまして、専門家

4先生の御確認をいただきまして、27日に公表しました。これらについては、これまで皆さんに逐一御報告をしているところでございます。

対応方針につきましては、別紙3に載せております。別紙3をご覧ください。

内部に絶縁油の可能性のある液体が残った廃コンデンサへの対応ということで、対応方針につきまして概要を説明いたします。

まず、今後の掘削にあたっては、作業に伴ってPCBを拡散させないように注意深く作業を行うということでございます。それから、同様の廃コンデンサが確認された場合につきましては、掘削元の周辺と当該小区画から掘削された廃棄物の集積場所、この2ヶ所の現場作業を休止するということとなります。それから、廃コンデンサの腐食・穴・浸み出し、それから変形の有無、それから碍子の状況等を目視検査した上で、その廃コンデンサからの漏れ、漏れのおそれの有無を判断するということにいたしました。

休止範囲につきましては、次ページの図1に記載しております。ちょうどマス目になっておりますが、マス目の真ん中のところにちょっと小さく書いておりますが、真ん中のところの小さい部分、これが廃コンデンサが確認された場所だということを想定しますと、これから半径3mの円のエリアを含む小区画、これを作業休止範囲とするという考え方になっております。

それから、具体的な対応方法につきましては、本文の方に戻っていただきますけれども、1の部分から記載しております。まず廃コンデンサにつきまして、漏れ又は漏れのおそれのある場合でございますが、(1)といたしまして、内容物を分析して廃棄物処理法に準じて適正に保管をするということでございます。それから、内容物の検査の結果、PCBを含む廃コンデンサであるということが分かった場合につきましては、周囲の廃棄物の汚染状況を確認します。

これにつきまして、イメージを次ページの図2と3に載せております。現場から掘削している部分がこのマス状になっている部分、それから掘り上げて落とした部分が、ちょっと山みたくに書いていますけれども集積場所という形で、山みたくに書いています場所。こういう形のイメージで掘削元から掘り上げて集積場所に落とすということで、どちらにもPCB汚染の廃棄物が入っているおそれがございますので、状況に応じてこの1と2の部分进行调查するという形になります。

まず、廃コンデンサの確認場所の周囲につきましては、掘削元の廃棄物、1m×1m×深さ0.5m、この範囲で5地点採取いたします。この採取したものをPCB分析にかけます。それから、コンデンサと一緒に落ちてしまったと、集積場所の方に入ってしまったという場合につきましては、集積場所の表層5地点、1m四方で5地点採取します。これをそれぞれ分析するという形になります。

この第一段階の分析の結果、PCBが検出されたと、要はこの範囲でPCBが検出されたということになりますと、次の第二段階の分析に入ります。埋立基準0.003mg/Lを超過している場合につきましては、調査範囲を0.5mずつ広げて調査する形になります。集積場所では概ね2m×2m×0.5m、掘削元では2m×2m×深さ方向1mに広げまして、5点の混合試料につきまして分析いたします。この混合試料で基準を超過する場合につきましては、混合前の個別試料で分析をいたしまして汚染範囲を特定するという作業をすることになります。このような作業を行いまして、基準以下が確認されるまで調査範囲を順次広げて調査をいたしまして、PCBに関する基準超過の廃棄物は保管していくという形になります。

本文の方に戻ります。(3)として、廃コンデンサが確認された場所の小区画、これにつきましては雨水対策としてPCBの汚染範囲が確認されるまでシートで養生をいたします。

それから(4)全部の結果が出た段階になりますけれども、周囲の廃棄物の汚染範囲につきまして専門家の確認・評価を受けた後、汚染範囲以外の廃棄物につきましては掘削作業を再開するという形になります。ちなみに、今回のものにつきましては掘削場所の周囲からPCBが検出されませんでしたので、周囲の廃棄物は今後注意深く掘削作業をする形になります。

それから、2ページ先に行ってください、漏れがない場合ということになりますが、大体は多分漏れているかと思うんですけども、漏れがない、もしくは穴がない、腐食のおそれのない場合につきましては、確認場所の情報を記録して、廃コンデンサにつきまして、要は健全な状態であると、それから錆とか穴がないと、油のしみがない、変形がないということにつきまして、専門家の確認・評価を受けた後に作業を再開するということになります。

以上で、これまでの対応状況につきまして説明を終わります。

古市会長： はい、ありがとうございます。廃コンデンサが発見されて、それへの対応の経緯についてざっと御説明をいただいたのと、別紙が1から3まで付いておりまして、コンデンサの型式だとか、そういうのを発見した日時とか、そのような表及び、一番大事なところはコンデンサの中に絶縁油が残っていた場合、それは非常に危険な可能性がありますので、それに対する対応をしっかり決めさせていただいたということでもあります。

これにつきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

宇藤委員、お願いします。

宇藤委員： 別紙1の中の試料状況というところで、紙くずとか土砂とか書いてあるので

すが、これはどういうことなのか教えて下さい。

古市会長： お願いします。

事務局： コンデンサの構造はアルミ箔なり金属の箔を紙でぐるぐる巻きにした状態になっていまして、コンデンサの中に紙が入っています。その紙に油が当然浸み込んでいるので、その紙を分析したという形になります。あと、土砂につきましては、コンデンサの中に入り込んでいる土砂等が混じり込んでいる部分がございますので、その濃いところをサンプリングして分析したということで、一番汚染が厳しそうなところを取って分析をしたという形になります。

宇藤委員： あと、町の協議会の時もちょっと話が出たんですけども、こういう廃コンデンサは、普通はどういうふうに廃棄処理をするものなのではないかという意見が出ておりましたが、それも教えていただけますか。

古市会長： 普通にはというのは、事業所で廃棄しなければいけないコンデンサは正規のルートではどういうふうに処理をするかということですね。
いかがですか。

事務局： まず大きく分けましてPCBを含むものと含まないものという形で取扱いが違っております。PCBを含むものにつきましては、現在、保管したものを、北海道の室蘭の方にPCBを分解する施設がございますので、そちらの方で計画的に処理するという形になっておりまして、分解作業が始まっております。それから、PCBを含まないものにつきましては、中身を抜いた上でリサイクル処理をするなり廃棄物として中身を取って焼くか分別をして焼くかという形になるかと思えます。

古市会長： よろしいですか。
どうぞ。

宇藤委員： ちょっと聞いているのと違うような気がするのですが。
わざわざ山にそれを持ってきたのはどうしてなのかなということでした。そこに持ってきて怖いのを抜き取ったりとか、そういうことはしてないのかなとか、そういう意見が出ましたので。

古市会長： 想像されるプロセスは何か考えられますが、まあ、不法投棄ですからね、イ

リーガルな処分をしているわけですね。ですから正規ではないということですから、いろんなケースが考えられるわけですね。ですから、どの段階で抜き取られたのかということも不明ですね、正確にはですね、はい。

ちょっとその辺、御説明をいただけますか。

事務局： 今の県境の不法投棄現場に強制捜査が入ったのが平成 11 年 11 月ですが、それ以前につきましては微量の PCB が入っていたコンデンサがあるという問題はあまり表に出てきていない時期でございました。そういう時期につきましては、こういうコンデンサで微量なものにつきましては、概ね油を抜き取られた後に古物商に渡って処理されていると認識をしておりますので、おそらく、油を途中で抜いた状態で入ってきたのではないかなと推測をしております。その中でも、たまに濃いものも入っているものがあり、おそらくその中をすり抜けて行方不明になったものがこちらの方に流れてきたのかなと思われま

す。いずれにしても、これまでの 5 月 12 日に追加確認されたもの以外は中身に油が入っていなかったという状況が見えておりますので、そういう中で、ある程度抜いた状態で来たものと抜かないで来たものが混ざっているのではないかと推測はしております。

古市会長： よろしいですか。

他に何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは次の報告事項に移りたいと思います。それでは資料で「浸出水貯留量の増減に伴う掘削・搬出の休止と再開」について、御報告をよろしく願います。

事務局： 御報告いたします。まず 5 月 26 日ですが、浸出水処理施設では東日本大震災当日の平成 23 年 3 月 11 日から 4 月 21 日までの 42 日間、薬品調達が困難となったため、前年度と比べて約 75% の処理水量である 100 m³/日 で運転しておりました。当該期間中は、約 1,450 m³ の処理水量の減となっております。

その後、薬品調達の目途がたったことなどから、同年 4 月 22 日には 200 m³/日 で処理を開始しましたが、降水量が例年より多かったことなどから、浸出水の貯留量が増え続けまして、貯留可能量 17,600 m³ の約 8 割にあたる 14,000 m³ となりました。

このことから、今後の梅雨時期以降の降雨量増加に備えて貯留量の減少を図る必要があるため、既設キャッピングシートの点検・補修を行うとともに、産業廃棄物掘削エリア全面約 22,000 m² のキャッピング工事を開始し、掘削作業を休止したところでございます。

その後、6月1日には廃棄物の搬出を休止し、6月15日には全面キャッピング工事を完了しております。

次に6月22日ですが、6月20日の貯留量が11,900 m³まで低下したことから、過去の降水量データを基に今後の浸出水貯留量を検討したところ、当面はキャッピングの開放面積を制限して掘削を実施することとし、まとまった降雨が予想される場合は、開放部分の再キャッピングを実施することにより、貯留量の適切な管理が可能と判断されたことから、掘削作業と廃棄物の搬出を再開したところ です。

次のページは、貯留量と雨量のグラフです。左の軸が貯留量で、右の軸が雨量です。下の方の棒グラフが雨量で、上の折れ線グラフが貯留量ですが、雨が降れば当然、貯留量が上がります。6月22日に再開をしましたが、次の23日と24日に2日合わせて110mm以上の雨が降りまして、上がっております。これは7月15日現在までしか入っておりませんが、昨日の0時現在で12,000 m³を切っております。

次のページですが、写真が2枚、対比になってはいますが、写真の1の方が4月15日に撮影をしました状況です。選別ヤード、南西端から南西方向を望んでおります。下の方が、6月15日にキャッピング工事が完成しましたが、その前日の撮影現場です。右の方に赤い点線で丸く表示してあるのが現在、一部開放をして作業を行っているところでございます。

1枚目の方にまた戻っていただきまして、今後の対応ということで、現在開放面積を5,000 m²に制限をして掘削を行っていますが、今後の降水量及び貯留量の状況を勘案しながら、貯留量の適切な管理の下、段階的に掘削面積を広げて進めることにしております。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。浸出水の貯留量が、雨水がかなり流入したことによって貯留量が予想した以上に上がったということですが、これにつきまして、いかがでしょうか、何か御質問ございますか。

じゃあ、石井委員、お願いします。

石井委員： この資料だけだと分かりづらかったので補足をしていただきたいのですが、例えば、この4月から7月までの、特に前半になるんですかね、4月から5月あたり、6月くらいまでのところの、要するに理由では降水量が例年より多かったということがあったんですけども、例えば例年どのくらいだったのかとか、例えば3月の状況とか2月の状況は載っていませんけれども、降雪量がどれだけ多かったのかとか。何か理由、パッと聞いた限り理由がそれほど妥当性

といたしますか、ちょっと分かりづらいなと思って聞いていました。と申しますのは、4月から7月22日の間は、この間は100 m³しか処理しなかったのでどんどん貯留量の増加の仕方が早いのは分かるんですけども、その間、それほど雨は降っていないですよ。ちょっと聞いていて、何かどうなのかなというところがあったので、例年との違いだとか冬の状況の例年との違いみたいなものももし分かれば教えていただければと思います。

古市会長： お願いします。特に例年との比較ですよ。

事務局： 22年3月と23年3月の積雪深について、ピークが3月10日前後ですが、22年は60cm、23年が同じ時期に121cmでした。

古市会長： 121cm？

事務局： はい。これは現場の真ん中ということではなくて、貯水槽の西側ですが、倍くらいの積雪深ということになっておりました。

古市会長： 今は3月の降雪量のお話をされているんですね。

事務局： それが、23年は4月22日まで雪が残っていて、これが溶け出したのかなと推測をしております。

それから降雨量の方は、3月から7月までのトータルですが350mmに対して500mmということになっております。

古市会長： 3月から7月まで、去年が？

事務局： 去年が350mmですね。23年が500mmということです。

古市会長： 350mmに対して500mm？はい、いかがですか。

石井委員： ということは、まず冬の間の降雪量といたしますか雪解けのタイミングみたいなものがいつもとちょっと違って、随分春先まで引きずって、かなり春先に大量の水が溶けて、雪が溶けて流れ込んできた。その時にちょうど震災の影響で薬品が調達できなくて、処理量を落としたりとどんどん貯留水が溜まってきた。むしろそっちの方が原因かなと思ったんです。ただ単に例年よりも降水量が多くてというよりも、冬の間の降雪量といたしますか、それからやっ

ぱりキャッピングの、ずっと廃棄物の撤去を結構一生懸命されていたので、あちこちキャッピングが開いていましたよね。その制御の仕方みたいなものも少し反省すべき点かなとは思っていたんですけども、いかがでしょうか。

事務局 : 反省しております。

古市会長 : 今年は現地の雪はいつ頃溶けたんですか。

事務局 : 0になったのが4月23日です。

古市会長 : ただ、雨量、これは累計だから積算をした値になっているんですね、縦の棒がね。ということは、一定量で溶け出しているのかな、流出、滞留時間はどのくらいなものですかね。1ヶ月くらいかかって、どのくらい出てくるんですか。それによって流出の仕方が、雪の溶けたものによって流出したのか、一定量の降雨によって、まあこれは勾配がなだらかに一定ですから一定量で出てきていると思うんだけど。流出傾向、特性といいますかね。

事務局 : 傾向的には22年の方が雨が降った、まあその量にもよるんでしょうけれども、かなり長い日数とか時間ですが、23年の方が結構時間的には短くなっています。

古市会長 : 多分、これ、一定量でずっときているから、やっぱり融雪したものが流出してきたんでしょうね、一定量ずつ。むしろ6月17日くらいから急勾配になっていますよね。これは多分、強い雨が降ったということでしょうね。

はい、他にいかがですか。

福士先生、どうぞ。

福士委員 : 今後のために教えていただきたいのですが。6月22日に再開をされましたのですが、この時も約5,000 m²開けたということですか。いくらぐらい開けて再開されたか。

事務局 : 約5,000 m²です。

福士委員 : そうですか。以降、そのまま5,000 m²くらい開けたまま、それ以上は開けないようにして推移してきたということですか。

事務局 : はい。

福士委員： 分かりました。

古市会長： 他にいかがでしょうか。
宇藤委員、お願いします。

宇藤委員： 現場のキャッピングを見せてもらいましたが、イメージしていたのと全然違ったので、正直、びっくりしました。

それと、あの工事は地元の人達が携わったのかどうか、全然水位とかそういうのとは関係ないのですが、結構なシートの量だと思うのですが、予算とかそういうのはどういうところから出ているのかとか、そういうのもお聞きしてよろしいですか。

古市会長： 何の予算ですか。

宇藤委員： シートとか工事費です。

古市会長： 追加でそういうことをしたということですね。

宇藤委員： あと、地元の人達がキャッピング工事に携わったのかとか、そういうことも聞きたいのです。

古市会長： 地元の企業がということですか。
いかがでしょうか、その辺のところは。

事務局： 22年度の繰越工事が7月31日までの工期だったので、地元のJVさんが入って、下請けも地元さんでやっていました。地元さんというのは田子方面の方も入っております。

古市会長： その次、予算の方はどこからどういう形でと。

事務局： 予算の方は補助の方で、先程言いましたように22年の繰越工事でやっています、補助事業としてやっていました。

古市会長： 補助事業の予算内でやっておられるということですね。
まあ、そうかな、仕方ないのかな。まあ、反省されているということですね。

で、まあ頑張ってやりましょうということで、はい、分かりました、ありがとうございます。

特段、御意見等、これ以上なければ次の報告に移りたいと思います。それでは資料4の「試験植樹の実施及びそのモニタリング調査の結果」について御報告をよろしくお願いいたします。

事務局 : では、まず資料4-1に基づきまして、平成23年春の試験植樹の実施について御説明いたします。

1の概要です。水処理施設稼働終了後の本植樹の実施に向け、平成22年秋に実施した1回目の試験植樹とは異なるエリアにおいて、現場内土壌を活用した複数の植栽方法により、2回目となる春の試験植樹を6月15日、水曜日に実施いたしました。

今年度は秋の試験植樹も行う予定としておりまして、昨年の1回目と今年の2回目の条件の違いや植栽する季節、春・秋といった季節に着目した生育状況のモニタリングを行うことにより、苗木の生育可能性を検討することとしています。

2の試験地です。区分は試験地1、2とございまして、土質につきましては火山灰質ローム層、昨年秋に実施した際の土質はローム層とオレンジ色の非常に硬い土壌でありましたけれども、今回は割りと砂質、柔らかくて水が浸透していきやすい土質となっています。

耕耘は50cm、これは昨年秋と同様です。施肥については、今年度はしておりません。

配置についてですけれども、1試験地は一辺3mの正方形といたしまして、これを1mの間隔で配置しました。図の左から本年の春植えとして試験地1、試験地2、それから本年秋に予定している試験地4、それから一番右が、今年の場合、田子町さんの手法によって1試験地、試験地3について実施しております。

その下の試験地1ですけれども、苗木につきましては平成22年秋の試験植樹と同じく12種類の樹種を使用し、25本を植樹しました。高木類につきましてはミズナラ、ブナ、イタヤカエデ、ハウチワカエデ、ヤマザクラ、シラカンバ、それから低木類につきましてはオオバクロモジ、ヤマツツジ、ガマズミ、オオカメノキ、タニウツギ、エゾアジサイといった樹種でございます。

試験地2につきましては、1と同様の12種類の樹種を各1本と、それから肥料分の乏しい土壌でも生育可能な先駆樹種、あるいは肥料木といわれておりますハンノキを13本、計25本を植樹しました。

高木類、低木類、先駆種についてはご覧のとおりです。

試験地3については、田子町さんの植樹でございまして、高木類、低木類合わせた12種類の樹種を使用し、25本の苗木を植樹されました。

次のページです。3の植樹方法でございまして。上が断面図となっています。50cm耕耘して、こういった形で植樹しています。これはポットに入った苗木でございまして、ポットごとこのように植樹すると。下の図面は試験地1と試験地2の平面図となっています。それぞれ高木、低木、このような配置にしております。試験地2については肥料木、先駆樹種のハンノキを、⊙というのがハンノキですけれども、このような形で植樹いたしております。

4のモニタリング調査です。試験植樹では、ポット苗の活着や枯死が考えられるほか、周辺からの樹木や草本類の自然侵入など、様々な消長が想定されます。またポット苗には植栽方法や立地の違いに応じた生長の違いが想定されることから、今後、四半期ごとに下の表に示す項目を2年以上記録することとしています。このモニタリング調査の手法については、昨年秋の試験植樹と同様になっています。モニタリング項目につきましては、個体数・活力度・サイズ・根茎・周辺植生といった項目について、右の調査内容について四半期ごとにモニタリング調査を実施していくということにしています。

次のページの写真です。植栽後の試験地の全景です。手前から試験地の1、2、それから一番奥が田子町さんの試験地3という状態です。右下にありますのは、現場の中における試験地の位置を示しております。

次のページをご覧ください。試験地1、試験地2、県が実施した試験地の植栽後の状況についての写真でございまして。このような形で植樹を実施したということでございます。

試験植樹については以上でございます。

それで、続いて資料4-2にまいります。試験植樹モニタリング調査結果でございます。

1の目的でございます。平成23年5月27日、金曜日に、昨年秋10月21日に実施した試験植樹について、植栽手法の違いに応じた苗木の生育状況を把握するためにモニタリング調査を行いました。

モニタリング項目は先程、試験植樹のモニタリング項目で御説明した個体数、それから活力度、サイズ、根茎及び周辺植生としているところですが、苗木が昨年秋の植樹の後、冬季の生育の休止期間を経たばかりで生長が認められないという状況でございましたので、当面は個体数と樹高をモニタリングすることといたしました。

2の全体評価でございます。試験植樹は、試験地内の土壌であるローム層単独、又は現場内にある軽石層という土壌を混合した場合における土質の違いと施肥の有無による4つの試験地を設定しましたが、モニタリング調査の結果、

各試験地間に排水性の違いによる影響が見られました。試験地ごとのモニタリング調査結果は次のページからになります。

まず試験地1です。この写真がモニタリング調査を行った当日の試験地1の写真です。右に書いている図面は下の表と対応していますけれども、どの位置に何の樹種が植栽されているかというのを示すものです。そして、高木類については番号を○で囲んでいます。この試験地1については枯死がありませんので、赤い斜線はありません。

ここの条件は、ローム層と軽石層の混合、さらに施肥をしています。

評価として、平成22年10月21日に実施した試験地造成の結果、当該試験地全体が畝のように地表面よりも7～8cm高くなっているため、ポット周辺の排水が良好であったと見られます。土壌は適度に湿っている状態で、26本のうち枯死したものは無く、全て生育しております。ただし、冬期間に枝の雪折れ、雪、風雪による枝折れしたものが12本認められます。他の試験地と比較して、樹勢、葉の色が良好で、多数の雑草が侵入し始めており、現時点では最も生育状態が良いと認められます。各樹木による評価については下の表に記載のとおりでございます。

次のページ、試験地2でございます。ここの条件はローム層と軽石層の混合です。施肥はありません。

評価ですけれども、同試験地の土壌、ローム層ですけれども、他の試験地と比較して粘性が非常に高く、排水が悪い状態です。試験地内には水たまりがあり、ポット苗のポットが水に浸かっている苗木が複数見られます。このモニタリング調査日においては雑草の侵入は全く見られない状態でした。26本の苗木のうち、生育しているものが19本、そして枯死したものが6本となっています。枯死したものは、この図で赤い斜線で示した位置にあるものが枯死しているということでございます。ただし、生育しているもののうち、冬期間に雪折れしたものが5本、生育不良が2本という状態になっています。ここの樹種については下の表のとおりです。

続いて試験地3です。ここの条件はローム層単独です。施肥をしています。

評価です。当試験地の土壌は粘性が低いため排水性が高く、試験地全体が乾燥している状態です。雑草の侵入はほとんど見られません。26本の苗木のうち枯死したものはなく、全て生育しています。ただし、冬期間に雪折れしたものが11本、生育不良が5本となっています。ここの評価については下のとおりです。

続いて試験地の4です。ここの条件はローム層単独で施肥をしていないという条件です。

評価につきましては、当試験地の土壌粘性が低く排水性が高いことから、試

験地全体が乾燥しています。雑草の侵入はほとんどありません。26本の苗木のうち生育しているものが25本、枯死したものが1本となっています。生育しているもののうち、雪折れが15本、生育不良が4本となっています。

そして次のページが、写真ですけれども、7月8日の試験地の状況です。試験地1から4まで、ご覧いただくように試験地1はかなり雑草が繁茂してしまっていて、植栽した樹種が、パッと見ただけでは分からないような状況になっております。試験地2については、やはり他の試験地と比べて、まあ試験地4もそうですが雑草の侵入が比較的少ない。試験地3についてはその中間ぐらいの雑草の侵入が見られるという状況になっています。

説明については以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。秋と春の2回の植樹の試験をされたその条件と生育状況について御説明をいただきました。

いかがでしょうか、何か御質問等ございますか。

溝江さん、どうぞ。

溝江委員： 説明ありがとうございます。3点お伺いしたいと思います。1つは、昨年度の試験植樹のモニタリング調査結果では、ピートモスとバーク堆肥による土壌改良をした試験地が最も生育状態が良いという結果について先程御説明をいただきましたが、今回は、どこの試験地にも施肥をしなかった。昨年は施肥をしたところが生育状態が良いという結果になっているのに今回しなかった理由。特に昨年は比較できるように試験地2つに施肥をし、残りの2つには施肥をしなかったという形で比較実験観察ができるような形になっているのに、今回しなかった理由、これが1つです。

2つ目は、今回の試験植樹の8日前の6月7日に田子町の2つの学校の子供達が初めて現場に入って体験植樹会をしたというのを新聞報道で知りましたが、それは今回思います6月15日にやった試験植樹と全く同じ条件、方法でやったのか、何か異なる点があればそれもお伺いしたい。

それから3点目は、今日、御説明にはなかったのですが、この試験植樹の新聞報道では田子町さんの提案で1区画の土中に早期樹林化が期待されるココナッツ繊維のヤシチューブを埋めたり、刈り取った雑草とか米ぬかを散布したとありますが、それがどの試験地にそういう対応を採ったのかということをお伺いしたいと思います。

古市会長： 御説明、よろしく申し上げます。

事務局 : 昨年秋の試験植樹の際に行ったピートモス、バーク堆肥といった施肥が今回はないと、その理由でございますけれども、2つ目の、委員がおっしゃられた田子町の学校の体験植樹と関係してくるんですけれども、学校の子供さん達が現場見学をした後に今年度体験植樹というものを実施しているんですけれども、この体験植樹の場所に施肥をしているんです。昨年と同じピートモスとバーク堆肥をしております。その関係で、私ども試験としては比較対象をする場所があるということでございますので、試験植樹としては今回は施肥を施していないという理由でございます。

それから、6月7日の田子町さんの学校の体験植樹の手法、これにつきましては今御説明をしたとおり、昨年と同じようにピートモスとバーク堆肥で土壌改良、それから施肥をしまして、昨年と同じ樹種を使って体験植樹ということで今年度は実施しております。

それから試験植樹の試験地3の田子町さんのヤシチューブ、それから米ぬか関係ですけれども、田子町さんの場所はこの試験地3になります。以上です。

古市会長 : はい、いかがですか。よろしゅうございますか。
ありがとうございました。他にいかがでしょうか。
井上委員、お願いします。

井上委員 : 素人の質問で恐縮なんですけれども、この条件の設定が肥料の施肥の有り、無し、それから土質のローム層単独か混合か、この4つの組み合わせで試験地を1、2、3、4とあると理解しているんですが、それによろしいのかというのが1つと、それからローム層単独というのが、御説明を伺うと必ずしも単一の特性を示していないんだなというところがちょっと分かりにくくなっている、私としては分かりにくくなっているところでもあります。つまり、ローム層単独であるところが粘性が高いという表現、まあ高く排水が悪いというのが試験地2ですけれども、次の試験地3はローム層単独ですが粘性が低いので排水性が高いと。同じローム層でも特性が、今の説明と関連しているのかもしれませんが、田子町の別の条件が入っているというのと関連しているのかもしれませんが、ここのがちょっと理解しづらいところでありました。同じローム層単独で粘性が低い、高いがある、排水がいい、悪いがあると。そここのところ説明をお願いしたいと思います。

古市会長 : はい、質問、よろしいですね、お願いします。

事務局 : この条件につきましては、委員がおっしゃられたように4つの条件でござい

ます。元々試験地にあった土壌がローム層でございまして、そこに同じ現場内
にあった軽石層という土質の土壌がございまして、それを入れたところと入れ
ないところ。さらに施肥をしたもの、していないものの4種類でございませ
す。

そして、同じ試験地内でありながら土質、同じローム層であるのに排水の善
し悪しといった矛盾した評価の部分でございませけれども、ここの試験地、昨
年試験地1から4まで約100㎡の試験地の中に4つの試験地を造りました。主
としてローム層、ここにあった元々の土壌というのはローム層であることには
間違いないんですけれども、この100㎡の中でも少しずつ土質が変わってい
っている部分があるんですね。先程の試験地の2でいうと、全くオレンジ色の粘
土のような、掘り上げておいて乾かしておくとなんかみたいになってしまう、
そういった土壌のところから、そこまでではなくもう少し柔らかい砂質という
んですか、そういった状態のローム層というのもありまして、狭い範囲の中
でも土質が若干異なっているというのが現状でございませ。

井上委員： 良く分かりました。だとすると、条件設定として、ローム層に2種類あると
いうことで、施肥の有り、無しと3つの土壌条件ということで、6種類やるの
が妥当な気がするんですけれども。それは私の意見ですが、言っておきたいと
思います。

古市会長： 私も素人で、今、初めてお聞きして思ったんだけど、要するにローム層と
軽石層の混合、又はローム層単独であっても、ある程度面積を持っているから
均一ではないと。均一ではないから透水性が変わってくるという面が1つある
わけですね。

それともう1つ、ローム層と軽石層のもの1、2と、ローム層単独のもの
とで、それぞれ肥料が有り無しで透水性が違うような気がするんですよ、見
ていると。だから、むしろ、地層地質ではなしに施肥、この施肥がむしろパー
クとかピート、これが堆肥といっているけれど、実は土壌改良剤で表面の土壌
の通水性が変わっているんじゃないですか、これ。

そんな気がするんだけど。だから良く繁っていると、水はけが良くなっ
て、表層の部分とか。何かそのように感じたんですけれども、どうなんですか
ね。

ちょっとその辺を御検討いただいたらいいかなという気がしたんですけれど
もね。肥料というよりも土壌改良じゃないですか。

事務局： そうですね、ピートモスというのは土壌改良剤です。

古市会長： それとバークね。バークは、こう重ねたらね。まあ、その辺を御検討いただくということで。はい、ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。佐々木委員、お願いします。

佐々木委員： また素人の質問で恐縮ですけど、この試験植樹は、あとどれくらいで結果が出せそうかということと、それからもう1つのお尋ねは、撤去が完了するのが今の見込みでいくと25年度ですよ。国の助成がどうかという話はありませんけれども、一応25年度で完了するとすれば、26年度から植樹が始まるわけですよ。多分。そうなった時に、最初は何の樹種を選ぶかどうかによっても違ってきますけれども、この試験植樹にあるような非常に若い木がパラパラと植わるという状況が想定されるんですけども、そういうことでよろしいのかどうかということですね。

というのは、これはちょっとせつちかなようですけども、もうちょっと早く結果を出して、樹種とか土質とか、あるいは施肥の有無とかについてももう少し早く結果を出して、どこかで苗木を別の場所で育てておくということをやって、それを26年度に移植するという形を採ると、もっと環境の再生が速まるんじゃないかなという感じがするんですけど、そのあたりはいかがなものかと、その2つの質問です。

古市会長： はい、いかがでしょうか。間に合うのかということと、別途、並行してやったらいかがでしょうかみたいな話ですけど。

事務局： まず、このモニタリングの結果につきましては、現在の全量撤去完了時期が平成25年度でございますので、この年度まではモニタリングしていくということを予定しています。

それから、25年度で全量撤去が完了した場合に、26年度から植樹をするとした場合に、このような若い樹種ばかりを植えては心許ないと、今から育成されるべきではないかというお話でございますけれども、平成25年度で廃棄物の全量撤去が終わる予定でございますけれども、その後も現場の地下水の汚染がまだ残る可能性があるわけです。そのために水処理施設を稼働させる必要があるかもしれないという状況にあるわけです。そうすると、やはり現在のようにキャッピングをする必要があるわけです。そうなりますと、先程御説明でも申し上げておりますけれども、5,000 m²の開口部分だということになっていまして、そこに速やかに植樹していけるかどうかというのは、現時点ではできるかどうかというのはまだ未定でございます。

そして、苗木の育成という点につきましては、この試験植樹で使っている苗

木も田子町さんが既に育成している苗木なんですね。平成21年度から苗木の育成をされているそのポット苗を私どもがいただいてこの現場に試験しているということでもあります。

私も専門家ではないんですけども、きちんと田子町内の造園業の事業者さんが育成している苗木ですので、幼いか大きいかということの評価はちょっと分かりませんが、苗木として不適切では全くなくて、適切な苗木であると考えています。

古市会長： 苗木というのはどのくらい育ったものを植樹されるんですかね。どのくらいまで育っているとうまく根付いてすっといくのか、その辺のところも少しタイミングみたいなものを図ってないと。確かにそれは地下水汚染だとかキャッピングをしないといけないから植樹できないとか、いろんな問題もやっぱり起こるんでしょうけれども、ある程度並行してそういうのをされておくということは可能ですよね。

その辺、どうなんですかね、見通し。そういう見通しはどういうふうにお考えですか。

山田室長： 現場の廃棄物の全量撤去が終わった後の植樹ですけども、今、担当の方からも説明がありましたけれども、廃棄物の撤去が全量終わったとしても、その後の地下水の管理ということで、ひょっとすればキャッピング、今のブルーシートのキャッピング、これが必要になってくるかもしれません。それが全面的にキャッピングが必要になるのか、一部を開放してもいいのか、まだ地山の状況とかが見えてないので、それから地下水の流れもまだ良く分かりませんので、その辺のところのデータを取りながら全量撤去後にブルーシートをどのくらいはげるのか、そういうことを考えていかないと、今の段階で全量撤去が終わったから一部植樹できるとか、全く植樹ができないとか、今の段階では明確にお答えできないんですけども。

もしも、ブルーシートを一部はいでも地下水の処理に影響がないとかいうことであれば、そういう植樹というのでも考えられますけれども。

それから最初に質問がありました早めに試験結果を出した方がいいのではないかというお話がありましたけれども、やはり木の育ち方ですので、1～2年ではすぐ結果は出ないと思うんですね。最低2年くらいは、2年以上は見ないとなかなか結果が出ないと思いますので、そういう意味でなかなかモニタリングの結果をすぐ出すということは難しいのかなと思っています。

古市会長： 佐々木委員が御心配されているのは、現場で環境再生として植樹される時に、

うまく生育するような植樹ができるように工夫されたらいかがでしょうかということをおっしゃっているわけですね。だから、その辺の検討を今から少し考えたらいかがでしょうかという、そういう意味ですね？

山田室長： 県としましては、まず現場にある土、現場の土を使って再生できないかと。確におっしゃるとおり、客土なりをしてやればそれは十分普通に育つと思えますけれども、まず県としては現場の土でできないかということを考えていますので、その意味で、今回、こういう形で現場のローム層を使ってやっていますので。

古市会長： いろいろな御意見がございますので、その辺を参考にされてまた御検討を引き続きしていただければと思います。

それでは意見も他にございませんよう。ありますか？宇藤委員、お願いします。

宇藤委員： ハンノキを入れた理由を教えてください。

古市会長： いかがですか？

事務局： 今年度の試験地の2についてハンノキを使っておりますけれども、先程申し上げましたように、肥料木だとか先駆樹種だとかいわれるものですが、このハンノキというのは現場周辺にも自生している樹種でございます、根に共生する菌、放線菌という菌が根と一緒にあるんだそうですけれども、この根の働きによって土の中の窒素を蓄えることができるということで、肥料分の乏しい痩せた土壌を肥やす働きがあると。それで肥料木などといわれているわけです。

この特徴から、一般的な植樹をしても苗木の活着が期待できないような、例えば土砂災害の発生地などのような土壌が薄くて、それから肥料分の乏しい土地に森林の育成を目指すような場合に土壌の形成を目的に先駆樹種として植栽されることが多く、その結果、土壌の質を向上させながら時間をかけて森林状態に移行させていくということが可能だとされているんですね。

御承知のように現場の跡地というのは貧栄養な地山が露出しますので、田子町さんが育成しているいわゆる広葉樹と一緒に肥料木とされるハンノキを植栽することによって広葉樹の方の活着率の向上に効果があるかどうかというのを見たいと思ひましてハンノキを使ったということでございます。

宇藤委員： ハンノキは空き地だと自然に出てくるすごく強い木だと思うのですが、敢えてそれを植樹してやらなくてはならないようなものなのかどうかということです。

あと、田子町で育てている苗も1年ごとに大きくなると思うので、やっぱりそれをこれから先、植えていくなり実験をしていくなり、それはいいんですが、育てている苗をなるべく大事に育て上げて、是非使っていただきたいような気がするんですが、そういうことについてはいかがなものでしょうか。

古市会長： 私、良く分からないのですが、ハンノキは空き地にしていると自然に生育すると。要するに、生育が早いし繁茂するわけですね。そうすると、それが繁茂すると他の樹種を阻害することがあるんですか？そうすると非常に問題がありますよね。

宇藤委員： 阻害するとかそういうことはないんですが。例えば減反なんかして田圃を空にしておくとか何も植えないでおくと、自然とハンノキが育ってくるような強い木です。それを改めて植樹した苗を植えられるのかどうかというのと、あと田子で育てている苗木をどのように考えて下さっているのかというのをお聞きしたいと思います。

古市会長： 山田さん、どうぞ。

山田室長： わざわざ放っておいても生えてくるハンノキをわざわざなぜ植樹したのかという話ですけども、これはハンノキだけを植えたのではなくて、ハンノキと一緒にブナとかコナラも一緒に試験地のところに植えました。だから、そういうことでハンノキが他の木の活着率を良くするかどうかを確かめたいということです。

先程、委員の方からありましたけれども、ハンノキが生えたから他の木が殺されるとかいうことはおそらくはないと思うんです。逆に、他の木が活着率が良くなる可能性もあるので、その辺のところを確かめてみたいと。

実際に宮城県の試験場の方でハンノキを植えた結果、他の木の活着率がいいという結果も出ていますけれども、現場でも試してみたいということで、敢えてハンノキを植えました。

それから、現在、田子町さんの方で苗木を育ててもらっていますけれども、その苗木も何万本かあるということですが、これまでも試験植樹で何本かいただきましたけれども、この後、先程言いましたけれども、いつになったら本格植樹ができるかということと絡んでくるんですけれども、それがまだ見えない

ところはあるのですが、試験植樹として何本かずつ今までみたいに植えれないかというお話もあるかと思うんですが、今、当分は、先程から言ってますようにブルーシートによるキャッピングが必要な状態になっていますので、なかなかブルーシートをはげない状況ですので、その辺の状況を見ながらそういうことも考えていきたいと思っています。

宇藤委員： 状況を見ながら、までは分かるのですが、毎年育つものだと思うので、そういうのを育ててもいいような場所というか、そういうのを田子町で確保してもいいというか、そういうのを育てさせていただけるような場所を県の方としても考えて下さることができるのかどうかというのをお聞きしておきたいと思います。

古市会長： それはハンノキ以外のお話ですね。

山田室長： 育てさせるというのは、我々としては現場で植樹するということを考えていますので、他の場所で育てると根が活着して、それをまた現場に持っていくというわけにはいかなくなるんですが。

宇藤委員： じゃあ、植樹に使わない苗木が残ったとしたら、それはもう使えないのでというお考えですか。
ポットの中で育つので。

山田室長： ポットのままで、土に植えるということではなくて？ポットのままでどこかに保管すると？

宇藤委員： そういうことは考えられます。

山田室長： 保管場所については、今、県の方で考えている場所がありますけれども、これも県有地ではないところなので、現場のすぐ近く、水処理施設の周辺、あの辺に空き地がありますので、あの辺のあたりの空き地を借りてポットのままで何年か保管しておくということは考えられると思います。今はその辺を検討しています。

古市会長： よろしゅうございますか？まだ、これから時間がありますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

それでは次、5番目の報告事項で、「国への財政支援要望」、資料5につつま

して御説明をよろしく申し上げます。

事務局 : それでは資料5に基づきまして、国への財政支援要望について御説明いたします。

県境産廃の推計量の増加に伴い、現行計画の期間内での全量撤去が困難になったことを踏まえて、昨年10月に知事、県議会議長の連名で民主党・環境省などに対して「産廃特措法」の期間延長とその枠組みの中での増加する事業費に係る財政支援を要望したところですが、今年度は平成24年度重点施策提案として、6月25日に本県選出国會議員等に説明し、7月11日には政府及び関係機関へ提案したほか、全国知事会、それから北海道・東北知事会として国に提言することとしているなど、節目節目で効果的な提案活動を実施し、その実現を図りたいと考えています。

1番目、平成24年度重点施策提案です。県選出国會議員等説明、これが6月25日に実施しました。それから政府等への提案が7月11日に実施しています。

それから2番目は、全国知事会による提案・要望ということで、平成24年度国の施策並びに予算に関する提案・要望というのが予定されています。時期は未定ですけれども。

それから3番目が、北海道・東北知事会による提言ということで、政府への提言が8月に予定されています。

次のページです。これが平成24年度重点施策提案説明資料です。県全体の重点施策提案の中の1つとして、この県境不法投棄事案に対する国の財政支援というのを要望しております。

この中身については、既に御説明している、御承知のこととは思いますがけれども、現状・課題の部分、これが特定支障除去等事業実施計画、平成16年1月に環境大臣の同意を得ているいわゆる現行の計画ですけれども、不法投棄廃棄物量が67万1千 m^3 、99万9千トン、それから原状回復に要する費用が約434億円、そして事業完了時期が平成24年度という計画に基づいて、下の枠ですけれども、現場の掘削の進捗に伴い得られた新たな知見に基づき、廃棄物等の量を再推計したということがございます。その結果、不法投棄廃棄物量は84万1千 m^3 、124万5千トンとなり、現行計画に対して17万 m^3 、24万6千トンの増。そして原状回復に要する費用は約496億円となり、62億円の増ということになり、その下にまいりまして、廃棄物の増量等に伴い平成24年度までの「産廃特措法」の期限内では事業完了が困難となったということです。

次のページでございます。そして提案した内容というのが、「産廃特措法」の期間延長とその枠組みの中での増加する事業費に係る国の財政支援を提案しております。

補足説明の部分は、現在の産廃特措法による国の支援の枠組みであります。この枠組みのまま支援を継続していただきたいというのが県の提案であります。一番最後は、期待される効果として、地域住民の健康の保護及び馬淵川水系の環境保全、これらを目指していく、これが実現されるんだということでございます。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。特措法の延長の申請をされているということで、その内容について、経緯を含めて御説明をいただきました。

これにつきまして、何か御質問等、ございますでしょうか。

溝江委員、お願いします。

溝江委員： 第35回協議会の際に、特措法延長を国に要望している県の数をお尋ねしたところ、3県あると回答をいただきました。3県あるという回答に関わって、古市会長さんから、同じく要望をしている県が連携を取り合って国に働きかけたらどうかという提案もされました。今年の1月3日の新聞報道では、国へ特措法延長を要望している県が7つほどあるという記事が載りましたが、現在、県が把握している国へ特措法延長の要望をしている県の数、そしてもしできれば県名も教えていただければありがたいです。

古市会長： はい、お願いします。

石井委員、分かる？分からない？あれから増えているものな。

山田室長： 私、その新聞記事、印象に残ってなかったんですが、いろいろと各県の方に電話で照会などをしたりするんですけども、各県ともなかなかはっきりと明確に要望をしているとか要望をする準備をしているとかいう話はなかなかはっきり言ってくれないんです。それぞれ各県の状況、国への対応の関係であると思うのですが。そういうことを明確に、どこの県が要望をしたということは把握しておりません。

それから、環境省に聞いても、そのところは明確には教えていただけないという状況です。

溝江委員： 1月3日の報道では、具体的な県名として青森、秋田、宮城、新潟、福井、三重、香川の7県が国への要望をする意向を持っているという形で、具体的に県名も載っているのですが、今の話では県は把握をしてないと。

把握をしてないということは、古市会長さんが第35回協議会で言ったように、

同じく要望をしている県が連携をして国に働きかけたらということもされていないというこの理解でよろしいでしょうか。

山田室長： 連携をして要望をするという話に関しましては、先程担当から説明がありましたとおり、全国知事会による提案、それから北海道・東北知事会による提言という形でやっていこうということで考えています。

それから、北海道・東北知事会による提言、これは宮城県さんが先頭に立ってやるということで、宮城県さん、先程新聞記事がありましたけれども。

それから、新聞記事にあった香川県さん、これも私、前に電話で聞いたことがありますけれども、明確にはやるとかやっているという話は教えていただけなかった状況があります。その新聞記事は多分デーリー東北さんかと思えますけれども、どういう形で情報を取ったのか分かりませんが。

古市会長： もう1回、7県を言っていただけますか？青森、秋田、三重、香川、宮城、それからあと2県。

溝江委員： 新潟、福井。

古市会長： これら、いずれも大規模な不法投棄現場ですよ。十分想像される場所ですよ。これはあれでしょう、今、連絡会でこういうところが一緒になって毎年情報交換をここ数年、やってこられたでしょう？

山田室長： そうですね、全国的にそういう協議会、大体秋頃にいつも会合がありますけれども、これからまた、多分10月か11月頃にあるはずですが、その時にまたそういう情報があればと思います。

古市会長： この辺、一緒にやったらということで、立ち上げに私関係させてもらって環境省に働きかけて一番最初の会合を持ちましたけれどもね。その後、こういうメンバーがいくつか、何県か出て来られてやっているのですが。やはり、何かいろいろあるみたいですね。ここではちょっと申し上げられないですけども。なかなか情報が出ない理由もそれなりにあるんだそうです。

いずれにしても、今、出てきていないような県でも強力に特措法を延長することを望んでおられる県もあるとお聞きしています。それはいろんなルートで何か各県でやられているようでもあります。

ということで、溝江委員、よろしゅうございますか。その辺は常にそういうことは注意をして、延長していただけるように努力されているというふうに思

います。

他にいかがでございましょうか。

これ、一番最後のページで、補足説明のところ、特措法による基金スキームというところで、「平成25年度以降も」というのは、これはどういう意味で、青森とは関係なくという意味ですか、これは。「25年度以降も」というのは。

事務局 : この特措法が平成24年度で期限を迎えるわけですがけれども、それ以降もということですか。

古市会長 : いや、青森は1年くらいを要望されているんですよね。

事務局 : 私どもは平成25年度までに全量撤去の予定だということでありましてけれども、先程の水処理施設の稼働が見込まれる可能性もあるわけです。

古市会長 : そういう意味で、「これ以降も」と書いているわけですね。分かりました。結構です。

他にいかがでしょうか。

藤川委員、お願いします。

藤川委員 : 6月に国会議員さん達に説明をして、7月11日に政府等への提案をなされたわけですが、その結果といいますか、反応とかを、もし教えていただければと思います。

古市会長 : 特に政府へのところですか。

いかがでしょうか。

関次長 : 知事、それから県の方ですと県会議長、それから市長会、町村会と一緒に6団体で要望にまいりました。環境省の樋高政務官、それから環境省の次官に直接お会いして、本県の事情を訴える形でやってきましたけれども。環境省の政務官の方からは、「大変重要な課題ということで受け止めています」ということで、「しっかり現状を踏まえながら取り組んでいきたい」というお話がございました。

具体的には予算も絡む話でしょうから、それ以上、具体的に突っ込んだようなお話になりませんが、「しっかりと受け止めたい」と、そういう話もございましたし、あと、私も担当レベルでは回って関係課、室の方にも十分お願いはしてまいりました。

古市会長： よろしゅうございますか。

あまり歯切れは良くないんですけども。

関次長： 歯切れが良くないのは、国の歯切れが良くないので。県の方ではしっかりとやって欲しいと、しっかりとお願いしました。

古市会長： 全国知事会で要望をされたのはいいんですけども、個別にね、それで北海道・東北知事会に提言を8月にされるんですけども、その辺の効果の見通しはどうですか。

関次長： まだこれからということがございますけれども、全国知事会の方ではそれぞれのテーマによりまして委員長さんが決めて、その委員長さんというのは知事さんですね、ちょっと具体的に何部会で何県の知事さんが委員長になられているか私は承知してないんですけども、環境問題、あるいは地方分権、様々な問題を全国知事会の方でも担当しておりますので、その委員長さんが中心になって要望を取りまとめたものは、総理大臣をはじめ、関係大臣の方に随時提案をします。あと、北海道・東北知事会の方も提案県が中心になりまして、この案件もそうなんですけれども、新幹線の早期建設問題とか、いろんなテーマに応じて随時、政府等に要望をするんですけども、この問題についても、確か宮城県の方から提案されたと承知しておりますが、おそらく宮城県の知事さん、あるいは、大きな問題ですからうちの方の知事も一緒に国の方をお願いして行くということになるかなと思います。

古市会長： 分かりました。県としては力強く要望を出しておられるということですので、それに期待いたしましょう。ありがとうございました。

他にございませんか。なければ、次にまいりたいと思います。

それでは最後の報告事項で、「県境部の表流水・地下水管理」について、資料6に基づいて御説明、よろしく申し上げます。

事務局： それでは、県境部の表流水・地下水管理についてでございます。青森県・岩手県双方の原状回復対策事業完了に向けた県境部の対策、表流水・地下水管理ですが、これは前回、第37回協議会におきまして今後の重要な課題ということでお示しをしたところでございます。

その一環といたしまして、両県の水処理あるいは撤去計画に関わってくる事項でございますので、県境部の表流水・地下水の管理に係る検討にあたりまし

ては、岩手県さんの協力を得ながら県境部表流水・地下水の動態調査を実施するという事としまして、その調査結果を踏まえた上で、1つ目としては、県境部表流水・地下水の解析を行い、両県共通の課題について共通認識を持つということ。2つ目として、両県の原状回復対策事業の完了に向けた県境部の対策検討を、両県で協議しながら進めるということ。この2点について岩手県さんに提案をしてみたいと考えております。

下に書いてございます表流水・地下水流れのイメージの現状でございますが、図のとおり、標高からいきますと分水嶺、水の分岐点は岩手県側にございまして、現在はそこを頂点として西東に水が分かれて流れて行っていると。岩手県さんでは県境遮水壁を設置しておりまして、そこで水を受けて現在ポンプアップ等をして処理をしておりますけれども、今後、この県境部の廃棄物の撤去工事、あるいは県境の遮水壁自体の撤去ということにもなると思いますので、お互いに対策を完了した時点で表流水あるいは地下水をどう管理していくのかということについて岩手県さんと足並みを揃えて検討をしてみたいということでございます。

必要な調査につきましては、今後、石井先生にいろいろ御助言をいただきながら、どういう調査をしていくべきなのかということを含めてまいりたいと思っております。必要に応じてこの協議会の方にもその結果等についてはお示しをしていきたいと考えてございます。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか。概略、県境部を挟んでの表流水と地下水の管理のあり方について今後調査を進めていきたいということでございます。これについては、今日の朝刊でも、ほぼ今の内容のようなことを掲げてございましたけれども、いかがでしょうか。何か御質問、ございますでしょうか。

石井委員、お願いします。

石井委員： 質問ではないんですけども、やはり県境の地下水の問題というのが、いわゆる岩手県と青森県の合同協議会があつて、技術部会があつて、それから両県で実施計画を出して、いろいろ初期の対策を決めた上で非常にポイントになったところであると理解をしています。まさしく今、両県とも順調に廃棄物の撤去だとか、あるいは下の土壌だとか地下水の汚染を浄化されていますけれども、本当にこの終わり方というのはすごく大事で、ここに書いていますが、①のように、やはり両県、実をいうと前回の技術部会とか合同協議会では両県の共通課題についてそれほど共通認識は得られたわけではなかったと僕は認識してい

るんですけれども、やはり今回、しっかり両県で調査をするなり青森県が主体的に調査をして、やはり両県共通の課題について共通認識を持つことが非常に重要なことだと思いましたので、私もしっかりと協力をしていきたいなと思っております。非常にここは重要な問題だと僕は認識をしています。

古市会長： ありがとうございます。
榎本委員、お願いします。

榎本委員： 水道企業団の榎本です。これはとても水道の方も注目をしているというかお願いをしたいと思っているポイントなんです。岩手県にしても青森県にしても、いずれも馬淵川に入ってきているものですから、この水系は。ですから水道の方でも一応環境は見ているのですが、ようやく両県一緒にやっていただけるなと思っていました。

私の方でも見っていますが、できたらそういう場面でトレーサーになるものをどれかに決めて、いわゆるこれがトレーサーだなという物質みたいなものが見ているものですから、その辺を決めて、その物質を追いかけるという形をしていくと。

古市会長： 例えば、どういうふうなトレーサー物質をお決めですか。

榎本委員： 今、有機酸が出ていますね、分析の結果で。あの中で分解しにくいもので地下水に入っているようなものを押さえていただければいいのかなと。

古市会長： 1,4-ジオキサンのことをおっしゃっていますか？

榎本委員： はい。やっぱり見ていくと、最後に残っていくやつが。

古市会長： まあ分解しないし、吸着しないし、水と一緒に流れますからね。水の流れそのものがジオキサンの流れである可能性はありますね。

榎本委員： 何かそれを決めて共通で追いかけていくといいのかなと思っているのですが。いずれにしても、スケジュールは入っていませんが、ある程度スケジュールを決めて動いていただければありがたいなと思います。

古市会長： その辺、県、いかがですか。岩手県に提案をしていくとお書きになっていすけれど、今、榎本委員がおっしゃったように具体的にどういう段取りで岩手

県との時間、スキームをお考えでしょうか。

事務局 : 既に担当レベルで毎月岩手県さんとは両県打合せということをやっております。その中でもこの県境部分の調査を一緒にやりませんかというお話はしてございまして、具体はまだ詰めている段階ではないものですから、これから詰めていきます。岩手県さんの実施計画では来年度で事業完了ということですから、我々の方とは完了時期がずれてくると思いますが、岩手県さんの完了する前には検討する必要があると思っておりますから、年度内には結果が出せるような方向で進めていきたいと考えています。近々、岩手県さんには打合せをいたしましょうという話はしておりますので、近いうちには打合せをして、今後どういうスキームでやっていくのかということ詰めていきたいと思っております。

古市会長 : 余計なことをお聞きしますが、毎月そういうふうにはやっておられて、岩手県のスタンスとしては、「そうだね、やはり一緒にやらないといけないね」という前向きな姿勢でやっておられるのでしょうか。

事務局 : 当然、地下水ということになりますと、我々の方の地下水の井戸だけではモニタリング調査ができませんので、岩手県さんの井戸の状況も当然把握する必要がありますから、そういうことで御協力をいただきたいというお話はして、それについては岩手県さんの方には了解をいただいているというふうに私は認識をしておりますし、十分話は通じているものと理解しております。

古市会長 : はい、他にいかがでしょうか。
小田委員、お願いします。

小田委員 : 先程から、会議でも 24 年度、25 年度、全量撤去された後でも水処理施設の稼働が見込まれるというようなことが大きな問題だと思ってお聞きしていた中で、今のこの県境での地下水の解析ということが大変重要なことだなど、しみじみ今感じて、素人ながら大変な問題だと思っています。そして、これから岩手県の方にも提案をしていくということですが、この資料を見ますと上の 5 行目あたりですか、「県境部表流水・地下水の動態調査を実施することとし、その調査結果を踏まえて」ということで、これがこれからということがちょっと心許ないなど、岩手県と協力を得ながらというところが、是非これは強力に進めていただきたいなど。何か遠慮がちに青森県がお願いをしているのかなあというところがちょっと不安だと思っています。やはりこれ、岩手県の方のジオキサンの含まれた水というものが大きいのではないかな、それを是非具

体的に動態調査をして、それを明らかにした上で、もっと岩手県さんの方に協力を求めて、明らかなどころをはっきり、早く解析をして、働きかけていただきたいなど、素人ながらちょっと不安に感じながらお願いをしたいと思います。

古市会長： いかがでしょうか。

山田室長： 御指摘のとおり、全く、我々もこれから強力に協力をお願いしていきたいと思います。近々、石井先生を交えて県庁の方で岩手県さんに来てもらって打合せをすることになっていますので、皆さんが御心配なされないように進めていきたいと思っています。

古市会長： 福士委員、いかがですか、何かコメント。先程、少しジオキサンというのがありました。

福士委員： それはそれでモニタリングできると思いますが、どうも一番の心配はタイミングがずれることが心配ですよね。タイミングがずれると、向こうは終わった、こちらはまだまだ。あの壁をどうするんだ、あの壁も怪しいところがありますから、どうするんだ。うちは水が来て処理をしなければいけないと。向こうはしないと思いますね。その辺のところ、本当に合意できるかどうかですね。お金のことが絡むし、まさかうちの方の水処理の一部拠出して下さいとか、どこまで議論をするのか、その辺はどうなんですかね。

山田室長： 県境部の東側から西側に流れている可能性がある水の話については、前回は御報告をしましたけれども、岩手県さんの方の実施計画の中でも明確に岩手県側、東側から青森県側、西側の方に地下水・表流水が流れないように地盤改良などを行うということで書いておきまして、それも国の方の承認をもらっていることですから。どういう形でそれが実施されるか、それについては青森県も一緒に考えていきたいと思っていました。

古市会長： ちょっとまだ時間があるので、あまり議長がしゃべり過ぎるのは良くないのですが。

やはり、これは非常に重要なお話なので、ちょっと申し上げたいのですけれども。今、山田さんがおっしゃったのは、これは岩手県の代弁で言われたのですが、表流水をコントロールするというお話ですよね。地下水も含めて。当初は表流水のみを地盤の傾斜によって表面のコントロールをするというお話でしたよね。

本来、一番大事なのは両県の県境付近の地下水の量なんですよね。これの見積もりが最初違ったんですよね。当初、地下水があまりなくて、あまり青森県側には行かないだろうというのが岩手県側の見解だったわけですね。果たしてそれがいいんだろうかということで、今日の新聞にもありましたけれども、岩手県側から青森県側に地下水がかなり流出をしているんじゃないかというようなことを書いていましたね。要するに、遮水壁にしても 240m くらいは、南の方の一部はやっているけれども北部の方の山側の方はそんな深い遮水壁を打てないので開いているわけですよ。だから、そこから行っているんじゃないかとか、遮水工といっても完全ではないですから、継ぎ目というのがあるから、そこから漏れている可能性もあるわけですよ。

そういうのを調査するということが非常に重要であるということは科学的に、客観的に証明をしていく必要があると思うのですが。

私、さっきも言いたかったんですが、資料 3 の浸出水貯留量の増減に伴うというものがございましたよね。これの 2 枚目のこのグラフがありますよね。ざーっとそれが流れ出てきて 14,000 m³まできて、だからさらに雨水が入らないようにキャッピングしたと。それで減ってきましたよ。しかし、今度また雨が降ったら、かなり遮水した後なんでしょう、しかるにぐーっと上がっているわけですよ。

それはどういう意味かという、雨が降ったからどこから入って来たんですよ。それは青森側の裸地の方から、キャッピングしてないところから入るといよりも、地下水で来た可能性がかなりあるんじゃないかと思う。ということは、どこから来たかという、岩手県側から地下水として来たんじゃないかと。分水嶺が実は県境のかなり東側にずれているんですよ。ですから、要するに岩手県側に降った雨は、キャッピングで遮水していない限り地下水を涵養するんですよ。そうすると、地下水は青森側に流れてくるんですよ。

そういう傾向が、これを見ただけでも想像できるんですよ。そういうことですね。僕はそう思うんだ。

ですからね、やはり抜本的なことをやらないと。県境にある地下水をどう考えるかという、量をどう考えるか、どう流れるかということをやっぱり抜本的に当初の問題に帰るんですが、しっかりやらないと。特にジオキサンみたいな問題ですね。

ですから、これはやっぱり本当に真剣に岩手県側とお話をしていただきたいと思う。それは本当に青森県にとってすごいことになりますよ。小田さんが心配をしていただいたんですけど、そんな悠長なことをしていいのって。もっと強く言うべきじゃないでしょうかということだと思いますけれどもね。向こうは来年で止めますなんて言って、タイミングがずれますと、これを青森

県側に言ってもどこまで通じるかはちょっと、むしろ岩手県側に言うべき内容だと思うんですけどもね。

ですから、そういうこともあるので、皆さん、委員の方々も同じような思いをお持ちなので、やはり強くそういう懸念があるのであれば調査をして、共通認識を持って、その対策について本当に真剣に議論をしたいと思うんですね。

少し北大の方でその調査に関わらせていただくということで、石井先生がそれに関わってやっていただけるとのことなんですが。その途中経過についても、この協議会で少し御報告、中間報告をしながらやっていかないといけないのではないかなという気がします。

ということで、山田さん、いかがでしょうか。何か御意見をお願いします。

山田室長 : 会長のおっしゃるとおりで、それ以上の私のコメントはありません。

古市会長 : じゃあ、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

他に何かございますでしょうか。なければこれで報告事項につきましては終わらせていただきます。

それでは、その他の事項に移りたいと思います。これにつきまして事務局さん、よろしくお願ひします。

事務局 : それでは資料7に基づきまして御説明をします。次回、第39回協議会の開催日時及び開催場所でございます。

開催日時につきましては、再来月、9月24日、土曜日に開催したいと考えてございます。中身については午前・午後の2部構成で、最初は10時半から12時15分まで、このユートリー8階、中ホールで行い、午後の部は12時45分から16時35分まで、不法投棄現場の方に行きまして現場の視察を行うという段取りで考えてございます。

以上です。

古市会長 : ありがとうございます。次回は9月24日ということで、これはちょっと忙しいんですけども、現地視察ということで、今回は我々も参加させていただきますのでよろしくお願ひします。

そうしたら、次は、その他のその他、何かございますでしょうか。

事務局 : お手元に緑色の資料を2つお配りしてございます。最初は不法投棄現場の見学会を開催しますという内容のリーフレットでございます。昨年も実施しましたが、現場の見学会を今年も引き続き実施したいと考えております。開催日に

つきましては3つのコース、青森市からスタートする青森弘前地区コースを9月4日に、八戸市をスタートとする三八地区コースを9月4日に同時に開催します。あと東通村をスタートとする下北地区コースは10月23日に実施したいと考えております。主な中身につきましては次のページ以降に書かれています。参加費の方は無料ですので、皆様におかれましては、例えば知人とか親戚などをお誘いしていただければ不法投棄事案に対する御理解も深めていただけるのかなと考えておりますので、お声がけの方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、環境再生に向けた取り組みという平成23年度版のパンフレットを作成しましたので御説明します。基本的には今まで作ったパンフレットと同じでございますが、大きく変わったところとしましては、まず最初の表紙が平成23年6月の不法投棄現場の全景ということで、キャッピングの最中の写真を掲載してございます。続きまして、2ページの左上の写真のところに、昨年ございましたつぼ掘りの写真を掲載してございます。あと続きまして5ページのところです。現場の撤去量について、これまで何トン撤去しましたという文言しかありませんでしたが、年度別にグラフで、ビジュアルで示したものを掲載させていただいております。あと6ページの環境再生計画のところですけども、昨年10月に実施しました試験植樹の様態を掲載してございます。主な改正点としては以上でございますが、例えば、先程申し上げた県民見学会や児童・生徒の施設の見学会でこういったパンフレットを活用させていただきまして、県境不法投棄事案に対する理解を深めていきたいと考えてございます。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

それでは、以上で大体終わりましたので、これで終わりたいのですが、総括は先程、要望を申し上げさせていただいたのでそれで代えさせていただきたいと思ひます。

それではマイクを事務局にお返ししますので、よろしくお願ひします。

事務局： 古市会長には議事進行、そして委員の皆様には熱心な御協議をいただきまして大変ありがとうございました。なお、本協議会の委員の任期は本年7月30日をもって任期満了となります。事務局では協議会の委員の任期満了に伴う委嘱替えの手続きを進めてまいりましたが、この度、井上委員、藤川委員の2委員におかれましては協議会委員を退任されることになりました。退任される委員から、一言、お願ひ申し上げます。

井上委員、お願ひします。

井上委員： 井上です。大変お世話になりました。この度、7月末をもって退任させていただくことになりました。

といいますのは、去年の4月から東京の方の大学に異動しているということで、今期もちょっと出席率が悪かったりして大変ご迷惑をおかけして、この場を借りてお詫びしたいと思います。2007年だったと思うのですが、初めてこの会議に参加させていただきまして、4年間、皆さんと一緒にいろいろ現場を見たり、現場がどう変わっていくかということを見せていただきました。

私、そもそも、この会議に素人として参加させていただいております。元々、経営学、経営戦略が専門で、この環境再生ですとか、環境問題というのは畑違いでありました。2007年に加えていただいたのは、単なる環境再生ではなくて、何か付加価値を創り出すということであれば、多少はお役に立てるだろう、お役に立てたかどうか分かりませんが、そういうことでやらせていただきました。本当に4年間ありがとうございました。

最後に、一言だけいいたいのですが、この4年間、私は、驚きの連続というか、最初にまず100万トン、後に124万トンだったという不法投棄の量にまず驚かされました。それが、4年、日が経つにつれ、どんどんと処理され、粛々と進んでいくその姿にも驚かされました。これは私だけの驚きではなくて、おそらくこの事実を知れば、全国は勿論、もっとオーバーに言うと、世界に驚きを与えるものだと私は思います。何が言いたいかというと、これからこういう問題は、日本国内だけでなく、新興国、おそらく陰でどんどん進んでいるのだらうと思います。その時に、この青森県、田子町さんの経験というのは、人類の資産だと思います。ただ、いろいろ資料をお作りになっていますが、東京から見ていると、資料が非常に遠慮がちに作られているし、発信もおそらく非常に遠慮がちにされているように見える、ということです。もっと青森県さんがやっていらっしゃることを、もっともっと大々的に世界に向けて、是非、発信していただきたいと申し上げて、ご挨拶とさせていただきたいと思います。以上です。

事務局： どうもありがとうございました。続きまして、藤川委員をお願いします。

藤川委員： 藤川です。2年間、意見を述べさせていただきました。県民の一人として、また、もし私が田子町に住んでいたら、どのように考え、そしてどのように行動したんだろうということを念頭に置いて発言したつもりですが、田子町に住んでいらっしゃる方々にとっては、それは本当に隔靴搔痒な感じであったかと思えます。

2年間やってみまして、本当に県民の一人として、この不法投棄の現場、もっともっと知っていただきたいなと思います。

私は、2年間の任期で退任する訳ですが、もっとみんなの人達が、この委員会の方に来ていただきたいというのが私の強い思いであります。

それから、今年度からファックスで情報が流されるようになりました。あれを見ていますと、本当に現場が身近にとっても感じられて、あっ、来た、来た、来たと思い、何だかとても嬉しいような感じで思いました。

私は、この想定外が積み重なっている不法投棄現場ですが、これをみんなで、一刻も早く再生計画ができるように、これからの私にとっては新聞報道等しかない訳ですが、見守っていきたいと思っております。

本当に2年間ありがとうございました。

事務局 : ありがとうございました。

退任される委員におかれましては、これまで貴重なご意見などを賜り、感謝申し上げますとともに、今後のますますのご活躍をお祈り申し上げます。

以上をもちまして、第38回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。

本日は、お疲れさまでした。